
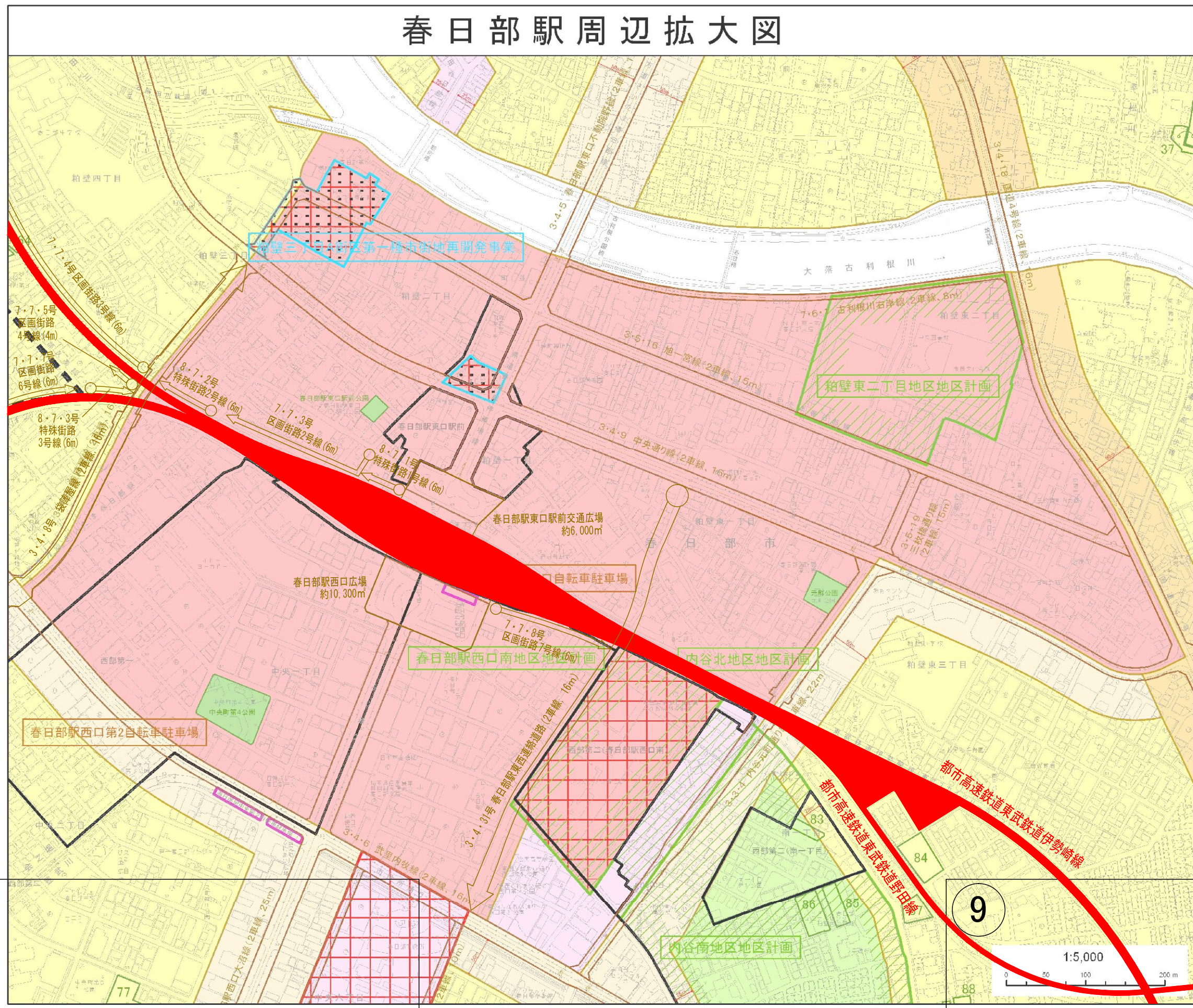


春日部都市計画図

平成二十八年三月



凡例		
都市計画区域	市街化区域	用途地域
第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	近隣商業地域	商業地域
準工業地域	工業地域	工業専用地域
高度利用地区	防火地域	準防火地域
生産緑地地区	地区計画区域	都市計画公園
都市計画公園・緑地	都市計画公園・河川	その他の都市施設
開発事業	土地地区画整理事業区域	市街地再開発事業区域

※高度利用地区(第一種一丁目)については、容積率の最高限度は150%、容積率の最低限度は200%、延べ面積の最高限度は70%、建築面積の最高限度は200㎡です。
 ※高度利用地区(第二種一丁目)については、容積率の最高限度は150%、容積率の最低限度は200%、延べ面積の最高限度は70%、建築面積の最高限度は200㎡です。
 ※用途地域については建築基準法の規定により緩和された場合があります。
 ※地区計画によって容積率の最高限度が制限される場合があります。
 ※この図面は一般図であるため、春日部市役所都市計画課(048-736-1111)にお問い合わせください。

凡例	
決定/変更する路線(変更後)	削除(禁止)する路線/区間
2車線	4車線
(表) 地表式	(高) 架土式

1:15,000
 0 250 500 1,000 1,500



「この図面は、国土交通省国土院の提供によるものである。」
 図面番号: 第21 第22 第102号
 図面番号: 第22 第23 第102号
 図面番号: 第27 第28 第102号